

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長沼町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道長沼町長

公表日

令和4年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予診票の発行、予防接種の実施、予防接種情報の管理等に関する事務を行う。・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定により、特定個人情報ファイルを以下の事務で取扱う。<ul style="list-style-type: none">①予防接種の実施に関する事務(実施対象者の把握、予防接種の勧奨及び予防接種の記録に関する事務)②給付の支給に関する事務③予防接種に係る実費の徴収に関する事務④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<ul style="list-style-type: none">○ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。○予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。○予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">番号法・第9条第1項 別表第1 10、93の2の項・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2 16の2、16の3、115の2の項 【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2 16の2、17、18、19、115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長沼町保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長沼町政策推進課 〒069-1392 北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号 0123-88-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長沼町政策推進課 〒069-1392 北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号 0123-88-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署 所属長	保健福祉課 奥塚美智代	保健福祉課 森下豊和	事後	
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	長沼町総務政策課	長沼町政策推進課	事後	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	長沼町総務政策課	長沼町政策推進課	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	平成27年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成31年4月24日	IV リスク対策	-	IV リスク対策	事後	様式変更によりリスク対策を追加
令和3年3月31日	I-1②	・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種記録の管理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①予防接種の記録、台帳管理	・予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予診票の発行、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収及び予防接種情報の管理等に関する事務を行う。 ・長沼町は、予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握、勧奨に関する事務 ②予防接種の記録に関する事務 ③予防接種の費用徴収に関する事務 ④各給付の支給に関する事務	事後	
令和3年3月31日	I-3	第9条 別表第一(10の項)	第9条 別表第一(10の項、93の2の項)	事後	
令和3年3月31日	I-4②	番号法第19条第7号 別表第二 17、18、19の項	【情報提供】番号法第19条 別表第二 16の2、16の3、115の2の項 【情報照会】番号法第19条 別表第二 16の2、17、18、19の項	事後	
令和3年3月31日	II-1 対象人数 計数時点	平成31年4月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年3月31日	II-2 取扱者数 計数時点	平成31年4月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年5月18日	I-1②	・予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予診票の発行、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収及び予防接種情報の管理等に関する事務を行う。 ・長沼町は、予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握、勧奨に関する事務 ②予防接種の記録に関する事務 ③予防接種の費用徴収に関する事務 ④各給付の支給に関する事務	・予防接種法又は新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予診票の発行、予防接種の実施、予防接種情報の管理等に関する事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務（実施対象者の把握、予防接種の勧奨及び予防接種の記録に関する事務） ②給付の支給に関する事務 ③予防接種に係る実費の徴収に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ○ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ○予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年5月18日	I-1③	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年5月18日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） ・第9条 別表第一(10の項) (93の2の項)	番号法 ・第9条第1項 別表第1 10、93の2の項 ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年5月18日	I-4②	【情報提供】番号法第19条 別表第二 16の2、16の3、115の2の項 【情報照会】番号法第19条 別表第二 16の2、17、18、19の項	【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2 16の2、16の3、115の2の項 【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2 16の2、17、18、19、115の2の項	事後	
令和4年3月1日	I-1②	(変更箇所抜粋) ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ○ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ○予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	(変更箇所抜粋) ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ○ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ○予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ○予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	PIA再実施
令和4年3月1日	I-3	番号法 ・第9条第1項 別表第1 10、93の2の項 ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第5号(委託先への提供)	番号法 ・第9条第1項 別表第1 10、93の2の項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供)	事後	PIA再実施
令和4年3月1日	I-4②	【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2 16の2、16の3、115の2の項 【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2 16の2、17、18、19、115の2の項	【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2 16の2、16の3、115の2の項 【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2 16の2、17、18、19、115の2の項	事後	PIA再実施